「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書 概 要

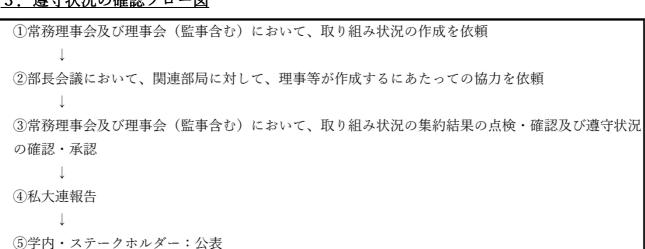
1. 法人名等

法	人	名	学校法人法政大学
法	人 代 表	者	廣瀬 克哉
担	当 部	署	総務部総務課
お	問 合 せ	先	03-3264-9242

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
o 1= 4= 10	「遵守」	3-1	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保		3-2	「遵守」
20万11110円円		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
4. 水体的自生りが生体		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況(取組状況)の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に	
係る説明	

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

)# .11,	
遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	大学ウェブサイト上の法政大学憲章、ミッション・ビジョン、理念・目的、教育目標・各種方針に掲げ、教育研究目的を対外的に明示している。教育研究目的の背景となる「法政大学憲章」は、多様な方法で広報、発信し、広く社会に存在するステークホルダーに対して理解を得る取組をおこなっている。これらは2019年度に受審した認証評価においても評価を得ている。また、2022年度より、第二期中期経営計画に取り組んでいる。第二期中期経営計画は、「重点的に取り組む課題」「教学改革への取り組み」「研究高度化への取り組み」「社会連携への取り組み」「学生支援に関する取り組み」「組織・運営体制の強化」を軸として、それぞれ取組施策を策定している。また、第二期中期経営計画での目指すべき姿として具体的な数値目標も掲げている。本学のステークホルダーに対し、自らのあり方への理解を得るために、計画については、大学HPで広く公開している。 「法政大学について」→ [法政大学概要] → [大学憲章・理念・長期ビジョン等] → [長期ビジョン2030] → [第二期中期経営計画] http://hosei2030.hosei.ac.jp/managementplan_m02

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	2014年度以降、長期ビジョン(HOSEI2030)策定の一環として、大学のミッション・ビジョン・理念目的、教育目標・各種方針を見直し、それらの支柱となり、本学の社会との約束と位置づけられる法政大学憲章を2016年に制定した。これらは2019年度に受審した認証評価においても評価を得ている。 社会の変化に対応できる人材を育成するため、今後も教育研究活動により、社会の変化に対応できる人材を育成する建学の精神に基づき、法政大学憲章に掲げる「自由を生き抜く実践知」を体現している学生を輩出・育成していく。

遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	「法政大学憲章」ならびに大学の理念・目的、教育目標・各種方針、ミッション・ビジョン、長期ビジョン(HOSEI2030)において、大学の社会的役割、社会貢献の目標などについて明記している。また、研究活動を通した産学連携を促進し、社会への還元を図るための組織として「リエゾン・オフィス」を設置するとともに、2019年度からは「社会連携教育センター」を設置し、さらに、2023年度からは「ソーシャルイノベーションセンター」を設置する予定である。 第二期中期経営計画では、SDGsの達成やカーボンニュートラル実現に向けた取組を重点的に取組む。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に	
係る説明	

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	「法政大学経営倫理綱領」を制定し、「大学構成員全体、とりわけ役員や評議員の自主的責任倫理の自覚がまず何よりも必要であり、それと同時に、真に教育研究機関の名にふさわしい公正かつ責任ある大学運営を手続き的に保証するための制度と規範」の明確化を図っている。それとともに本法人が有する情報を積極的に公開し、その制度の見直しも行うことにより、社会に対して理解と信頼を得るために説明責任を果たしている。 ■法政大学経営倫理綱領 https://www.hosei.ac.jp/documents/gaiyo/johokokai/governance/1-13-1.pdf

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に	
係る説明	
	役員や管理的地位にある者が遵守すべき大綱、教職員が遵守すべ
	き大綱からなる「法政大学経営倫理綱領」を制定し、周知徹底を
	図っている。監査室による内部監査等の内部統制システムを構築
	し、機能させている。加えて、ハラスメントの防止、情報セキュ
	リティ、個人情報の保護、研究倫理、内部通報者の保護等につい
	て規程や体制の整備を行い、これらのリスクを発生させない周
	知、発生した場合にリスクを低減させるための対応等を行ってい
	る。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	2019年度に受審した認証評価において、「教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしているといえる。」と評価されている。また、2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規程で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)に基づき、教育、研究に関する情報を大学情報公開のページに公開している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に	
係る説明	

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

17/1//12 = 1 /41/CH : M. CHILLIAN : 2024 H. H. 17 62/41/CH	
遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に	
係る説明	2017年に就任した役員から、任期を4年に延長し、かつ役員の増
	員を行い、本法人のガバナンスを強化し、そのもとで長期ビジョ
	ンHOSEI2030の推進、そして教育研究活動や社会貢献のさらな
	る充実を図っている。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
派の武明	財政基盤の健全性を確保していくために、長期ビジョン HOSEI2030にて策定した中長期財政指標に基づき財政運営を行い、経営基盤の強化に努めている。2023年度より当該指標に加え、当面の財政指標として、新たに、2030年度時点における「減価償却累計額に対する減価償却引当特定資産充足率」を示し、40%相当の確保をめざしていくこととした。